

著作権をめぐる 2010 年代の EU (欧州連合) の動向

一橋大学 (発表時獨協大学)

長塚 真琴

Makoto Nagatsuka

はじめに—本稿の目的と時間的範囲

本稿は、本書に収められた諸論文に対する総論として、EU (欧州連合) の著作権に関する近年の動向を、欧州委員会の取り組みを中心に概観するものである。その政治経済的ないし思想的文脈に言及し、日本法への示唆についても最後に少し触れる。

2010 年 3 月 3 日、後に紹介する「欧州 2020」政策文書が発表された。これを受けて、欧州委員会の著作権に関する取り組みが加速され、密度を濃くしていくことになる。そして 2013 年 12 月 5 日、著作権法の見直しに向けて、いまだかつてない規模のアンケートが始まった。本稿が対象とするのは、2010 年 3 月から 2013 年末までの、この期間である (以下、「対象期間」ということがある)¹。

1. EU における著作権立法とその担い手

最初に基本的なことを確認しておこう。EU28 ヶ国は、それぞれに著作権法を有する。しかし、域内市場の統合という目的のため、その内容は指令 (Directive) によって調和されている。すなわち、EU の立法機関で指令が採択されると、加盟国の法はそれに合わせて改正されなければならない。

上述した「域内市場の統合」の意味には注意を要する。1987 年に、それまでの共通市場 (Common Market) に代わり、域内市場 (Internal Market) という概念が用いられるようになった。そして、域内市場を 1992 年末までに統合するという目標が掲げられ、それが当時ヨーロッパで続いていた経済停滞への対策とされた。域内市場という言葉には、その登場の時から、経済振興が含意されている²。

その一方で、域内市場統合は欧州統合という目標のうちの一部でもある。欧州統合思想の歴史は長く³、現在の EU に直結する条約に限定しても、1951 年の欧州石炭鉄鋼共同体条約にまでさかのぼる。同条約は経済的な目的ではなく平和構築のためであり、そこではフランス・ドイツ間を中心とした欧州における不戦協定が目指されていた⁴。2012 年には、欧

¹ 本稿は、2014 年 1 月 25 日に ALAI Japan 研究大会 (専修大学) でおこなった報告に基づき、同年 8 月から 9 月にかけて執筆したものである。本文は 2013 年末を基準に執筆し、その後の情報は注記した。なお、引用するウェブサイトの URL は、全て 2014 年 10 月 18 日時点のものである。

² 中西優美子『EU 法』(新世社、2012 年) 257 頁。

³ 中西・前掲注 2) 2 頁。

⁴ 中西・前掲注 2) 3 頁。

州における平和構築の功績に対して、EU にノーベル平和賞が授与された。欧州統合を進めるべきかどうか、各国において議論になるときも、必ずしも経済の問題だけが議論されるわけではない。

EU の著作権立法の背後には、このような独自の歴史と理念がある。それを準備するのは、EU の行政機関である欧州委員会の、域内市場総局 (DG Markt) である⁵。担当はバルニエ (Barnier, Michel) 欧州委員で、局長はフォール (Faull, Jonathan) 氏である。その中に「D 知的財産部」があり、ALAI 会員のマルティン＝プラト (Martin-Prat, Maria) 課長が「D1 著作権課」を率いている。

欧州においても日本と同様に、1980 年代後半から、技術の進歩に伴い著作権法に新たな課題が次々と生じた。しかし、新たな課題への対処方法が国によってまちまちであることは、域内市場統合のためには許されない。そして 1991 年、著作権に関する最初の指令として、コンピュータ・プログラム指令 (91/250/EEC) が採択された⁶。その後も次々と指令が作られ、2010 年 3 月初頭、著作権に関しては 7 つの指令がある。それらは、91/250/EEC を改正したコンピュータ・プログラム指令 (2009/24/EC)、貸与権指令 (92/100/EEC)、衛星放送指令 (93/83/EEC)、保護期間指令 (93/98/EEC)、データベース指令 (96/9/EC)、情報社会指令 (2001/29/EC)、追及権指令 (2001/84/EC) である。また、知的財産権一般に関するものとして、エンフォースメント指令 (2004/48/EC) がある。EU 著作権立法とはこれらの指令のことである⁷。欧州委員会の著作権に関する取り組みは、指令案をまとめ、欧州議会に上程することを目指しておこなわれる。

2. 欧州デジタル・アジェンダと著作権

2-1. 「欧州 2020」

欧州委員会は 2010 年 3 月 3 日、政策文書「欧州 2020—知的で持続可能で包摂的な成長戦略—」(EUROPE 2020—A strategy for smart, sustainable and inclusive growth) を発表した (COM(2010)2020 final)。これは、2008 年のリーマン・ショックを契機とする経済危機を踏まえて書かれた、今後 10 年間の欧州経済の成長戦略である。欧州委員会名で発せられ、EU 首脳理事会でも 2010 年 6 月に承認されている、大変重要な文書である⁸。

この文書は、経済成長という観点からまとめられており、著作権を含む知的財産の問題

⁵ 公式サイトは http://ec.europa.eu/dgs/internal_market/index_en.htm。

⁶ EU の指令や政策文書 (COM 文書) 等は、<http://eur-lex.europa.eu/homepage.html> において、番号により検索し、表示することができる。

⁷ これらに (1) 非一貫性・不可視性・個別性、(2) プロセスの不透明性、(3) 権利強化、(4) 属地的という問題点があることが、欧州の学者たちの共同研究グループから指摘されている。上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リフォーム—欧州著作権コードを中心に—」著作権研究 39 号 (2012 年 [2014 年刊行]) 40～41 頁。

⁸ 「欧州 2020」公式サイトは http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm。日本語による紹介として、JETRO ブリュッセル・センター「欧州 2020 (EU の 2020 年までの戦略) の概要」(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000263>)、「欧州 2020」ヨーロッパ (駐日欧州連合代表部広報誌) 262 号 (2010 年)。

は、あくまでその一環にすぎない。全項目は表1のとおりであるが、目指す経済成長の方向性は、(1)知的、(2)持続可能、(3)包摂的の三本柱にまとめられている。このうち(1)は、知識とイノベーションによる成長という意味である。三本柱の下に①から⑦の旗艦政策が書かれているが、その筆頭が「欧州デジタル・アジェンダ」である。これについては、項を改めて詳述する。

他の旗艦政策を細かくみる余裕はないが、最後にも少し触れるように、この成長戦略には、新自由主義への対抗思想が、かなり強く表れている。特に、(2)全体を貫くエコロジー志向や、(3)⑦の反貧困欧州プラットフォームは、市場における競争に全てを委ねる考え方からは、決して導かれてはこないものである。

表1 「欧州2020」3つの優先目標と7つの旗艦政策

(1) 知的 (smart) な成長 ① 欧州デジタル・アジェンダ ② イノベーションの連合 ③ 国境を超える若者
(2) 持続可能 (sustainable) な成長 ④ 資源効率の高い欧州 ⑤ グローバル化時代の産業政策
(3) 包摂的 (inclusive) な成長 ⑥ 新たなスキルと雇用のためのアジェンダ ⑦ 反貧困欧州プラットフォーム

2-2. 「欧州デジタル・アジェンダ」

「欧州2020」を受けて、2010年5月19日、欧州委員会政策文書「欧州デジタル・アジェンダ」(A Digital Agenda for Europe)が発せられた(COM(2010)245 final)⁹。

「欧州デジタル・アジェンダ」(以下 DAE) は、域内市場総局(DG Markt)、通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局(DG Connect)、そして教育文化総局(DG EAC)が共同で担当するものとされている¹⁰。

DAE は、7つの主要事業を含んでいる。その一覧は表2のとおりである。ICTの分野で米国に後れをとっている欧州が、いかに同分野を振興し、経済成長を図るかという問題意識で貫かれている。

表2 「欧州デジタル・アジェンダ」7つの主要事業

(1) 活力ある (vibrant) デジタル単一市場

⁹ なお、8月26日修正版のCOM(2010)245 final/2がある。

¹⁰ DAE公式サイトは<http://ec.europa.eu/digital-agenda/>。

- (2) 互換性と標準規格
- (3) 信頼性と安全性
- (4) インターネットアクセスの高速化と超高速化
- (5) 研究とイノベーション
- (6) デジタルリテラシーやスキルの向上による社会的包摂
- (7) ICT が EU の社会にもたらす恩恵
- (8) デジタル・アジェンダの国際的側面

主要事業の中では、「(1)活力あるデジタル単一市場」が、知的財産権と最も関係が深い。その中から著作権に関係する政策を抜き出すと、以下のとおりである。

DAE によれば、欧州のどこでも同じ CD が買えるのに、音楽配信ではそうはいかない。それは、著作権のライセンスが国ごとに与えられているからである。このような細分化は、オンラインのコンテンツやサービスにおける欧州の競争力を削いでいるという (DAE 7 頁)。また、欧州発の文化・報道・芸術分野のデジタルコンテンツの不足も指摘されている (DAE 8 頁)。

DAE は以上をふまえて、2つの主要行動 (Key Action) を公約する。それらは、1) 2010 年中に、欧州全域に対するオンライン配信のライセンスを実現できるような、集中管理に関する枠組み指令の案を出すこと、そして、2) 同じ 2010 年中に孤児著作物指令の案も出し、絶版等により商業利用されていない作品を利用できるようにするための利害関係者間対話を主導することである (DAE 9 頁)。

また、その他の行動として、国境を越えた欧州全域に対するライセンスを実現するための集中管理以外の手段の必要性について、幅広い利害関係者間対話を踏まえた報告書を 2012 年に出すこと、その前提として、視聴覚著作物やその他の著作物のオンライン配信に関するグリーンペーパーを 2010 年に出すこと、エンフォースメント指令の見直しと幅広い利害関係者間対話を踏まえて、オンラインにおける常習的な知的財産権侵害への対策強化の必要性について、2012 年中に報告書を出すことが表明されている (DAE10 頁)。

なお、事業(2)～(5)は ICT 技術や規格、そして、その研究開発に関する政策が扱われている。事業(6)～(8)も、デジタル・ディバイドの克服やスマート・グリッド、電子政府などに関する政策であり、著作権とはそれほど関係ない。

3. 「知的財産権の単一市場」—「欧州デジタル・アジェンダ」との交錯

3-1. 位置付け

2011 年 5 月 24 日、欧州委員会は政策文書「知的財産権の単一市場—創作と革新を後押しし、欧州に経済成長、良質な雇用、そして最高級の製品とサービスをもたらすために」(A Single Market for Intellectual Property Rights—Boosting creativity and innovation to provide economic growth, high quality jobs and first class products and services

in Europe)を公表する(COM(2011)287 final)。これは、域内市場総局(DG Markt)が、知的財産権全般について、域内市場統合に向けた法の調和のここまでの進捗状況と、今後の方向性をまとめたものである。従って、特許や商標、営業秘密や地理的表示、そしてエンフォースメントなどについても書いてある。著作権は、あくまでもそのうちの一部である。以下、この文書のことを「単一市場」と呼ぶ。

「単一市場」の著作権の部分(9頁以下、項目3.3)は「デジタル単一市場における著作権の包括的枠組の創出」と題し、具体的な論点として、表3に示す8項目を挙げている。標題には「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)の影響がうかがえ、個々の項目の中にも、問題意識が重なるものがみられる。その一方で、過去からの継続性も重視されている。例えば、項目(8)の追及権は、デジタルコンテンツの供給拡大や利用の円滑化とは必ずしも関係ない。さらに、エンフォースメントに関する部分(「単一市場」17頁以下、項目3.5)も、「模倣品や海賊版に対する闘いの強化」と題し、著作権の部分同様 DAE と交錯するため、表4にその3つの項目を挙げておく。

以下では、本稿対象期間中に欧州委員会の取り組みがみられた点について敷衍し、DAE との関係、本書に収められた他の論考との関係を指摘する。

表3 「知的財産権の単一市場」著作権関係項目

(1) 欧州規模の著作権管理
(2) 技術とデータベースによる管理
(3) ユーザー作成コンテンツ
(4) 私的複製補償金
(5) 欧州文化遺産へのアクセスとメディア多様性の促進
(6) 実演家の権利
(7) 視聴覚著作物
(8) 美術著作者の追及権

表4 「知的財産権の単一市場」エンフォースメント関係項目

(1) 公衆啓発
(2) 欧州模倣品海賊版監視部門(Observatory on Counterfeiting and Piracy)のより持続的な運営と新たな任務
(3) 知的財産権エンフォースメント指令の見直し

3-2. 個々の取り組み

3-2-1. 集中管理

これは、表3の項目(1)および(2)に関係する。欧州委員会は、欧州全域に対するオンラインのワンストップ・ライセンスを実現できるような、集中管理の法的枠組み作りと、そ

のような管理に必要なデータベースや技術の開発に取り組むことを表明している（「単一市場」11～12頁）。これは、DAE 7頁・9頁とほぼ同内容である（上述 2-2 参照）。

域内市場総局の公式サイトには、集中管理に関する 2004 年からの取り組みの記録が残っている¹¹。それによると、対象期間中の 2010 年 4 月 23 日には、SACEM（仏）や GEMA（独）などの主要な集中管理団体、NOKIA などの企業をはじめとする 24 団体を対象に、「EU における集中管理の運用」公聴会が開かれた。そして、長年の取り組みの末に、2012 年 11 月 7 日、「著作権および関連する権利の集中管理と、域内市場におけるオンライン利用のための音楽著作物の諸権利の国境を超えたライセンスに関する指令案」（Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online uses in the internal market）が得られた（COM(2012)372 final）。

この点は本書全体の中心となる論点であり、後掲斉藤・野間両論文で詳しく取り扱われる。また、2013 年カルタヘナ研究大会の黒田報告においても、指令案が同大会でどのように議論されていたかが、述べられたところである¹²。

3-2-2. 私的複製補償金

これは表 3 の項目 (4) であり、「欧州デジタル・アジェンダ」（DAE）には登場しないが、域内市場総局の公式サイトには、利害関係者からの意見聴取等の取り組みの記録として、2006 年と 2008 年のものが残っている¹³。しかし、その後の欧州委員会の動きは鈍い。対象期間内の動きとしては、2013 年 1 月 31 日、前司法担当欧州委員のヴィトリノ（Vitorino, António）氏が、利害関係者間の対立を仲裁する勧告を発したことのみである¹⁴¹⁵。

3-2-3. 孤児著作物と市場で入手不可能な作品

これらは、表 3 の項目 (5) の前半、「欧州文化遺産へのアクセス」の部分に関わる。欧州発のコンテンツをより多くオンラインに出すための方策として、DAE 8～9 頁でも取り上げられている（上述 2-2 参照）。以下、それぞれについて述べる。

¹¹ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/management/index_en.htm。

¹² 指令案は 2014 年 2 月 4 日に欧州議会で投票され、同月 26 日付けの指令（2014/26/EU）となった。

¹³ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/levy_reform/index_en.htm。

¹⁴

http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/levy_reform/130131_levies-vitorino-recommendations_en.pdf。

¹⁵ なお、ALAI Japan 研究大会報告後のことであり、欧州委員会の動きではないが、カステックス（Castex, Françoise）欧州議会議員（フランス社会党）の報告書が、欧州議会法務委員会で 2014 年 2 月 11 日に承認され、2 月 27 日には、欧州議会全体会で、私的複製補償金制度を改良しつつ維持するという方向の「私的複製補償金に関する決議」が採択された。

http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2014-0179+0+DOC+XML+V0//EN#ref_1_1。

3-2-3-1. 孤児著作物

周知のとおり、2005年発足の Google books に対抗して、2008年に欧州電子図書館ポータル Europeana が運用開始された。Europeana を充実させるには、孤児著作物の収録が欠かせない。そこで、2009年の1年間に、欧州委員会は孤児著作物を含む電子図書館の諸問題に精力的に取り組んだ¹⁶。域内市場総局のサイトにも、そのような取り組みの記録が残っている。例えば、対象期間直前の2009年10月26日には公聴会が開かれ、VGWort（ドイツの文芸著作者・出版団体）や ADAGP（フランスの美術著作者団体）など19団体が参加した¹⁷。

そして2012年10月25日には、DAEにおける予定から2年遅れて、「孤児著作物の一定の許容される利用に関する指令」（Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works）が制定された（2012/28/EU）¹⁸。これは、ごく大雑把に言えば、権利者につき「入念な探索」をすれば、連絡がつかぬまま利用しても著作権侵害にならないとするものである。

3-2-3-2. 市場で入手不可能な作品

孤児著作物と違って権利者の所在が分かっても、絶版等のため市場において入手不可能になる著作物がある。その種のもをオンラインで利用できるようにすべく、2010年11月には、関係者間対話¹⁹がなされ、2011年9月20日には、「市場で入手不可能な作品をデジタル化し利用可能にする際の基本原則に関する覚書」（Memorandum of Understanding (MoU) on Key Principles on the Digitisation and Making Available of Out-of-Commerce Works）²⁰が、図書館団体、出版団体、作家と画家の団体、複写権管理団体連合（IFPRO）など、合計10の団体の間で結ばれた²¹。

¹⁶ 長塚真琴「欧州からの反響」コンテンツに係る知的創造サイクルの好循環に資する法的環境整備に関する調査研究委員会『Google Book Search 事件に係る経過・反響・課題』（財）デジタルコンテンツ協会、2010年）24～27頁（http://www.dcaj.or.jp/project/report/pdf/2009/dc_09_05.pdf）。

¹⁷ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/orphan_works/index_en.htm。

¹⁸ 今村哲也「EUにおける孤児著作物への対応」カレントアウェアネス312号（2012.6）（<http://current.ndl.go.jp/cal771>）。指令案の段階での紹介として、長塚真琴「孤児著作物の一定の適法利用に関する欧州議会・閣僚理事会指令案」情報学研究（獨協大学）創刊号（2012年2月）133頁（<http://jairo.nii.ac.jp/0300/00000179>）。

¹⁹ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/out-of-commerce/index_en.htm。

²⁰ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/copyright-infso/20110920-mou_en.pdf。プレスリリースは IP/11/1055、FAQ は MEMO/11/619。なお、IP 文書、MEMO 文書、SPEECH 文書は、EU プレスリリースデータベース（<http://europa.eu/rapid/search.htm>）で、番号により検索して表示可能である。

²¹ ちなみに、フランスではこの覚書に基づく2012年3月1日法（Loi no 2012-287 du 1er mars 2012）によって、絶版になった20世紀の書籍を集中管理でオンライン公開し、公開に反対する著作者にはオプトアウトを認めるようになった。紹介、井奈波朋子「フランスにおける電子書籍の配信と集中管理」コピーライト2012年9月号（または http://shou-law.com/?page_id=11）。フランス語で読み直すという意味を持つこの ReLire（ルリール）という仕組み（<https://relire.bnf.fr/accueil>）に対しては、作家や読者から、この方法はグーグルと一緒にあり著作者に主導権がないという反対論も、いまだに展開されている。その一

以上の 3-2-3 の内容は、後掲今村論文において詳しく扱われるところであるが、筆者が強調したいことを書きとめておく。欧州委員会の著作権に関する取り組みを加速している「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)は、「欧州 2020」の一環であり、本質的には経済成長戦略である。しかし、DAE の少し前に Europeana が構築され始めた動機の 1 つは、ウェブで欧州のことを検索したとき、英語圏で書かれた英語のコンテンツが検索結果として上位に表示されるのを防ぐためであった²²。公的機関こそがお金と手間をかけて、世界中の人々が本物の欧州文化に無償ないし廉価でアクセスできるようにしておかなければならず、そのことは長い目で見れば経済成長にもつながる—そのような戦略が透けて見える。

3-2-4. 障がい者のためのメディア変換

これは表 3 の項目 (5) の後半に関わる。域内市場総局のサイトには 2010 年以降の記録がある²³。同項目の「メディア多様性」はわかりづらいが、著作物を点字や音声などに変換することをいうようである。これについては、2010 年 9 月 14 日に、盲人と失読症者の団体、出版社と作家の団体、複写権管理団体連合 (IFPRO) など、合計 6 の団体の間に、「視覚・識字障がい者の書籍へのアクセスに関する覚書」(EU Stakeholders Dialogue Memorandum of Understanding (MOU) on access to works by people with print disabilities) が結ばれた²⁴。これは、書籍を点字や音声にして、オンラインで利用可能にすることを指すもので、「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE) でいえば事業 (1) (市場の活性化) だけでなく、事業 (6) (デジタルによる社会包摂) や事業 (7) (ICT による福祉の向上) とも関係がありそうである。しかし、事業 (1) でも、(6) (7) でも触れられていない (DAE 7 頁以下・25 頁以下)。

3-2-5. 実演家の権利の保護期間延長

これは表 3 の項目 (6) であり、DAE に登場しない検討課題である。2011 年 9 月 12 日、「著作権と一定の関連する権利の保護期間に関する指令 2006/116/EC を改正する欧州議会・理事会指令」(Directive 2011/77/EU of the European Parliament and of the Council of 27 September 2011 amending Directive 2006/116/EC on the term of protection of copyright and certain related rights) が採択された (2011/77/EU)²⁵。実演家の権利の保護期間を死後 70 年に延長するものである。権利強化のための改正といえる。

例として、Prolongeau, H., ReLire, c'est voler ? (ReLire は泥棒?),
http://www.marianne.net/ReLire-c-est-voler_a230937.html.

²² 長塚・前掲注 18) 24 頁。

²³ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/initiatives/access/index_en.htm.

²⁴ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/copyright-infso/2010/20100914_mou_en.pdf.
プレスリリースは IP/10/1120。

²⁵ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/term-protection/index_en.htm.

3-2-6. 視聴覚著作物の欧州全域におけるライセンス

これは表3の項目(7)であり、「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)9~10頁とも大いに関係がある(上述2-1、2-2参照)。そして、対象期間中に精力的な取り組みがみられた²⁶。欧州委員会は2010年12月13日、視聴覚製作に関する公聴会を開催した。これはビデオ・オンデマンドサービス、ライセンス、アーカイブの3つの部会に分かれ、シナリオ作家協会(FSE)や国際映画配給事業者協会(FIAD)、フランス国立視聴覚研究所など16団体が参加した。さらに2011年7月には、DAEにおける予定から1年遅れて、「視聴覚著作物のオンライン配信に関するグリーンペーパー」(GREEN PAPER on the online distribution of audiovisual works in the European Union: opportunities and challenges towards a digital single market)を発表した(COM(2011) 427 final)。これには主として、EU全域において視聴覚著作物のオンラインサービスを利用可能とするためのライセンス、そして、ライセンスを促進するための制度的アプローチが書かれている。その他、著作権者と実演家の報酬、公的機関による資料保存、障がい者によるアクセス保障等にも触れている。これについては、後掲斎藤論文でも詳しい紹介があると思われる。

3-2-7. 美術著作物の追及権

表3の項目(8)にある美術著作物の追及権は、原作品の譲渡の際に問題となる権利である。従って、オンラインのコンテンツ流通とはあまり関係ない。しかし、対象期間中に重要な動きがあった。すなわち欧州委員会は2011年1月7日に、追及権指令の履行状況と効果を実証的に調べるため、アンケートを開始した。それを受けて、同年12月14日に報告書が発表された²⁷。そのプレスリリース²⁸によると、追及権に関する制度を調和したことが、近現代美術の世界市場においてEUのシェアが下がった直接の原因であるとする、決定的な根拠はないという。そして、生存中の著作権者や遺族は追及権から利益を得ているが、その管理方法には改善の余地があるとしている。欧州委員会は、利害関係者間の対話を組織し、その結果を2014年のうちに公表することを目指すとしている²⁹。

3-2-8. エンフォースメント

「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)8頁・10頁と「知的財産権の単一市場」(「単一市場」)17頁以下に共通して、オンラインにおける知的財産権のエンフォースメントが不十分であるという問題意識がみられ、欧州委員会は対象期間内にたいへん活発な動きを見せた³⁰。ま

²⁶ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/initiatives/audiovisual/index_en.htm。

²⁷ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/resale-right/index_en.htm。

²⁸ <http://europa.eu/rapid/midday-express-14-12-2011.htm?locale=en>。

²⁹ 注27のサイトによれば、2014年2月17日に、「著作権者の追及権の管理に関する基本原則と勧告」(Key principles and recommendations on the management of the Author Resale Right)が発表されている。

³⁰ http://ec.europa.eu/internal_market/ipenforcement/directive/index_en.htm。

ず表4の項目(2)については、2011年5月24日に、欧州模倣品海賊版監視部門をOHIMに委託するための規則案(Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on entrusting the Office for Harmonisation in the Internal Market (Trade Marks and Designs) with certain tasks related to the protection of intellectual property rights, including the assembling of public and private sector representatives as a European Observatory on Counterfeiting and Piracy)が公表されている(COM (2011)288 final)³¹。項目(3)についても、2010年12月22日に、エンフォースメント指令の適用に関する報告書(Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights)を公表し(COM(2010) 779 final)³²、それに基づいて2011年1月11日に一般向けのアンケートをおこなった。同年4月19日にはエンフォースメント指令とデジタル時代の課題に関する公聴会がおこなわれ、権利者団体、Yahoo!などのIT事業者、そしてネットユーザー団体からの意見が聴取された(MARKT/ZH D(2011))。2012年11月30日にも、知的財産権の民事法によるエンフォースメントについて、公開アンケートが実施されている³³。

4. 「欧州デジタル・アジェンダ」のアップデート版

2012年12月18日、欧州委員会は、「欧州デジタル・アジェンダ—デジタルで欧州の成長を促進する」(The Digital Agenda for Europe—Driving European growth digitally)を公表した(COM(2012)784final)³⁴。これは2010年の「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)のアップデート版である。それを要約したプレスリリースが「デジタル to do リスト: 2013~2014年の新たなデジタル優先項目」(Digital “to-do” list: new digital priorities for 2013-2014)である(IP/12/1389)³⁵。2年半の進捗を踏まえて、2013~2014年に取り組むべき分野を示すものである。DAEに比べてそれほど大きく変わっているわけではないので、詳細な紹介は省略する。

欧州委員会は同日、「デジタル単一市場におけるコンテンツ」(COMMUNICATION FROM THE COMMISSION On content in the Digital Single Market)という政策文書を発した(COM(2012)789 final、プレスリリースはIP/12/1394)。この政策文書(以下「コンテンツ2012」)は、2010年のDAE事業(1)「活力あるデジタル単一市場」のうち、コンテンツに関係する取り組みを振り返るものである。これまでの成果としては、孤児著作物指令の成立

³¹ JETRO デュッセルドルフ事務所による紹介、
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110528.pdf>。

³² JETRO デュッセルドルフセンターによる紹介、
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110110.pdf>。

³³ http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2012/intellectual-property-rights_en.htm。

³⁴ 紹介、植月 献二「【EU】欧州デジタルアジェンダ:2013~2014年の重点分野」外国の立法(2013.2) (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544684_po_02540203.pdf?contentNo=1)。

³⁵ 駐日欧州連合代表部による抄訳は
<http://www.euin-japan.jp/media/news/news2012/20121218/115546/>。

(上述 3-2-3-1)、集中管理指令案の提出 (同 3-2-1)、市場入手不可能作品デジタル利用覚書 (同 3-2-3-2)、視覚・識字障がい者書籍アクセス覚書 (同 3-2-4) 等が挙げられている (「コンテンツ 2012」 2 頁)。

「コンテンツ 2012」 2 頁では、以上の振り返りに続いて、欧州委員会が今後、並行して 2 つの政策をとることが述べられている。1 つは欧州著作権法の枠組みの見直しと現代化であり、これは過去から続く取り組みである。これについては、法改正の具体的な項目を上程するかどうかを、2014 年中に決めることを目指して取り組むとされている。そこで挙げられている項目は、(1) 域内市場における属地性、(2) デジタル時代における著作権の制限と例外およびその調和、(3) EU 著作権市場の細分化、(4) エンフォースメントの実効性確保である (「コンテンツ 2012」 2 頁、5 頁)。

もう 1 つは、緊急対応が必要ないくつかの問題について、欧州委員会が仲介して利害関係者を対話させ、ライセンスと技術を生かした、産業界主導の解決を模索することである。これが、項を改めて紹介する Licences for Europe (以下 LfE という) であり³⁶、解決期限は 2013 年末とされている。

以上のように、2010 年の DAE に盛り込まれていた課題は、時間的には遅れながらも、少しずつ実現している。そして、「コンテンツ 2012」に盛り込まれた課題も、当時予定されていたスケジュールから遅れながら、少しずつ進んでいくことになる。

5. Licences for Europe (LfE)

2012 年 12 月 18 日の DAE アップデート版と「コンテンツ 2012」を受けて、2013 年は Licences for Europe (LfE) の年となった³⁷。その最初の全体会合は 2 月 4 日であり、対話による早急な解決が可能かつ望ましいとされる 4 分野についてワーキンググループ (WG) を組み、欧州委員会を仲介役として、利害関係者間対話が一斉に開始された。利害関係者は、権利者団体、企業や業界団体、図書館やその団体、ネットユーザー団体、大学など多岐にわたり、その数は WG 1 つあたり約 40～70 もあった (1 つの団体が複数の WG に属していることもある)。

欧州委員会が仲介する利害関係者間対話という手法は、上述 3 でみた著作権法見直しの際にもよく用いられてきた。しかし、1 年足らずの間にこれだけ大規模に、集中的におこなわれるのは異例である。4 つの WG を表 5 に示した。

表 5 Licences for Europe の 4 つのワーキンググループ (WG)

- | |
|-------------------------------------|
| (1) オンラインサービスの外国からのアクセスまたは国外持ち出し可能性 |
| (2) ユーザー作成コンテンツと小規模ライセンス |
| (3) 文化遺産としての視聴覚著作物 |

³⁶ 「コンテンツ 2012」3 頁では Licensing Europe となっていた。

³⁷ 以下の記述は公式サイト <http://ec.europa.eu/licences-for-europe-dialogue/en> による。

(4) テキストやデータのマイニング

(1)は例えば、フランス人が休暇の間に隣国にある別荘に行ってインターネットをしたりテレビを見たりするときにも、自分がフランスで契約した有料の映画サービスを見られるようにすることである。2010年のDAEと2011年の「単一市場」の両方で問題とされている点であり(上述2-2と3-2-1)、後掲斉藤論文・野間論文と最も関わりが深いところであろう。(2)は、ウェブサイトやSNSでユーザーがアップロードするビデオに、著作権のある音楽が使われているとき、そのライセンスをどうするのかという問題である。(3)は視聴覚著作物の電子アーカイブ構築、(4)は研究目的のビッグデータ分析が問題となっている。

LfEの各WGは全部合わせると30回を超える会議を重ね、2013年7月4日の中間全体会を経て、同年11月13日にはLfE最終全体会が開かれた³⁸。教育文化総局(DG EAC)担当ヴァシリウ(Vassilou, Androulla)欧州委員の開会スピーチ(SPEECH/13/918)によると、視聴覚の分野で成果が大きかったようである。特にWG(3)では大きな成果がみられ、100万時間分の文化的価値の高い映画が、有料あるいは無料で、公衆にアクセス可能になるという(スピーチ2頁)。また、WG(1)でも成果があり、映画とテレビ番組を、有料視聴サービスに入会した国以外のところから視聴しやすくなるという(スピーチ3頁)。Vassilou委員は、LfEで得られた欧州デジタル市場の実態に関する知見は、続行中の法的枠組みの見直しにも生かされるであろうという(スピーチ4頁)。

以上に対して、WG(2)と(4)は、議論すべき問題についても、議論の成果についても、利害関係者間で合意が得られなかった³⁹。(2)に参加していたEDRi(European Digital Rights)⁴⁰は、LfE最終全体会と同日に、他の同種の団体と共同で出した声明において、LfEは失敗したと評している。それによれば、WG(2)の議論は平行線のまま終わったそうである。そこでは市民団体側が、著作物の改変的使用を「市民の権利」ととらえ、強行法規としての権利制限既定の導入を主張した。それに対して権利者団体側は、そのような規定の導入には反対し、権利者団体とプラットフォームとの間の契約によって改変的使用が可能となるようにすべきだと主張した⁴¹。

以上に照らすとどの程度実効的なものかはわからないが、ともあれ、LfEの「成果」として、4分野すべてを包括する「10の約束」が公表されている⁴²。それを表6に掲げる。

³⁸ <http://ec.europa.eu/licences-for-europe-dialogue/en/content/final-plenary-meeting>。プレスリリースはIP/13/1072。

³⁹

http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/licences-for-europe/131113_ten-pledges_en.pdf 1頁。同頁は、後述「10の約束」の前文にあたる。

⁴⁰ 情報社会における市民的権利擁護団体連合会。欧州21ヶ国の団体を構成員とする。

⁴¹ <http://edri.org/failure-of-licenses-for-europe/>。

⁴² 前掲注39)のサイト3頁以下。

表6 Licenses for Europe(LfE)10の約束

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①登録制オンラインサービスをより国外に持ち出しやすくする ②国境を越えても、端末を変えても、電子書籍を利用できるようにする ③音楽のライセンスをより容易にする ④言語著作物や画像へのアクセスを容易にする ⑤オンラインでの作品と権利の特定を容易にする ⑥オンラインメディアへの読者参加を推進する ⑦文化価値の高い映画をもっとオンラインで観られるようにする ⑧テレビ番組アーカイブを、デジタル化によって一般に開放する ⑨オンラインの視聴覚コンテンツの特定化を進め、より見つけやすくする ⑩非商業的研究者が、登録制サービスを通じてアクセス可能なテキストやデータのマイニングをより簡単にできるようにする |
|--|

6. 公開アンケート

LfE 最終全体会后1ヶ月にもならない2013年12月5日、欧州委員会は「EU著作権ルールの見直しに関する公開アンケート(Public Consultation on the review of EU copyright rules)」を開始した⁴³。アンケート期間は当初、翌年の2月5日までとなっていた⁴⁴。

アンケート本文⁴⁵によると、このアンケートは、2012年の「デジタル単一市場におけるコンテンツ」(以下「コンテンツ2012」)における今後の2つの取り組みのうち、著作権法の枠組みの見直しのためにおこなわれるものである。アンケートのプレスリリース(IP/13/1213)では、「コンテンツ2012」に挙げられた(1)域内市場における属地性、(2)デジタル時代における著作権の制限と例外およびその調和、(3)EU著作権市場の細分化、(4)エンフォースメントの実効性確保の4点について利害関係者の意見を聞くとなっている。しかし、実際には、後で紹介するように、私的複製補償金や実演家の権利のように、2010年の「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)の著作権関係事業としては挙げられていない項目や、欧州単一著作権のような将来的課題も、質問項目に含まれている。質問は、基本的に

⁴³ アンケート公式サイトは

http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2013/copyright-rules/index_en.htm。

⁴⁴ その後1ヶ月延長されて3月5日までとなった。そして、2014年7月23日には注43の公式サイトに、回答結果をまとめたレポートが掲載された。公式サイトで紹介文によると、ユーザー、消費者、権利者、産業界、集中管理事業者、そして政府など様々な利害関係者から、9500を超える回答が集まったという。本稿で回答を紹介する紙幅はないが、日本語による情報はすでにある。兎園「無名の一知財政策ウォッチャーの独言」ブログ「第317回:欧州委員会の著作権に関する意見募集の報告書(私的複製に関する欧州の消費者・利用者の意見)」では、私的複製関係部分の原文と和訳、そしてブログ筆者の分析が読める(<http://fi-toen.cocolog-nifty.com/blog/2014/07/post-4064.html>)。EDRiも、公式サイト(<http://edri.org/>)の7月30日エントリで、アンケート結果についてコメントしている。

⁴⁵http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2013/copyright-rules/docs/consultation-document_en.pdf。

はイエス・ノーで答えられるものが多いが、そうでないものもある。回答者は、自分がアンケート対象者のうちどのカテゴリーに入っているかを明確にして答えることを求められる。また、回答は原則として頭名である。以下、質問項目と対象者を、それぞれ表7と表8に掲げる。

表7 アンケートの質問項目

I. 序論
<ul style="list-style-type: none"> A. アンケートの背景 B. 回答方法 C. 秘密保持
II. 著作権・著作隣接権と単一市場の機能 <ul style="list-style-type: none"> A. なぜ欧州のどこからでもアクセスできるコンテンツが少ないのか？ B. デジタルな伝達に必要な各行為についての許諾の要否を、もっと明確にしたほうがいいか？ <ul style="list-style-type: none"> 1. 「利用可能にする」行為 2. 1つの利用行為が2つの権利の問題となること 3. リンク貼りとブラウジング 4. デジタルコンテンツを手に入れるためのダウンロード C. 著作物その他の権利対象物の登録—いいアイデア？ D. コンテンツ ID の使い勝手と互換性をどのように向上させるか？ E. 保護期間—現状は適切か？
III. 単一市場における権利の制限と例外 <ul style="list-style-type: none"> A. 図書館・文書館におけるコンテンツへのアクセス <ul style="list-style-type: none"> 1. 保存とアーカイブ作成 2. 構内以外からの蔵書へのアクセス 3. デジタルコンテンツの貸与 4. 大量のデジタル化 B. 教育 C. 研究 D. 障がい E. テキストまたはデータマイニング F. ユーザ作成コンテンツ
IV. 私的複製と複写
V. 著作者と実演家の公平な報酬
VI. 権利の尊重
VII. 単一欧州著作権
VIII. その他の問題（自由記述）

表8 アンケートの対象者

- エンドユーザー・消費者、またはその代表
- 機関ユーザー（学校、大学、研究所、図書館、文書館など）またはその代表
- 著作者・実演家、またはその代表、出版者・製作者・放送事業者、またはその代表（以上まとめて権利者）
- 配信業者・販売者・その他のサービス提供者（オンラインの音楽または映像サービス、ゲームプラットフォーム、ソーシャルメディア、サーチエンジン、ICT産業）、またはその代表（以上まとめてサービス提供者）
- 集中管理団体
- 公的機関
- 加盟国
- その他（自由記述）

紙幅の許す限りで補足すると、IIのうちA・B・Dは、オンラインでの著作物伝達に関係が深く、DAE以来の問題意識を受け継いでいる。本書所収の野間論文、斉藤論文とも関係が深い。II B1. を例にとると、利用可能にする行為が著作権のためにやりづらくなっていないかをイエス・ノーで聞き、もしそうなら具体的にどのようにやりづらいかを、オープンクエスチョンで書かせる質問になっている（アンケート本文10頁以下）。またII DはコンテンツIDに関する質問で、後掲飯田論文で述べられることと関わりがあろう。アンケートでは、どのようなコンテンツIDが望ましいかが質問されている（同15頁）。

それに対して、II Cはコンテンツの識別を主目的とした登録制度（アンケート本文14頁）、Eは著作者および実演家の権利の保護期間（同15頁以下）という、デジタル・アジェンダとも関係なくはないが、著作権制度全体に関わる大きなテーマである。

IIIは著作権の制限と例外に関し、具体的項目がAからFまでである。II B1. と同様に回答者の経験を問う質問の他、欧州委員会のこれまでの取り組みを踏まえた質問もみられる。例えばIII A（図書館・文書館におけるコンテンツへのアクセス）の4.（大量のデジタル化）では、回答者の国では絶版書籍デジタル化に関する2011年の覚書（上述3-2-3）を実施するために立法が必要かどうかを、まずイエス・ノーで聞き、どちらの場合も理由を書かせ、イエスの場合はどのような立法が望ましいかも聞いている。この論点は、後掲今村論文で詳しく取り扱われることであろう。

Vは著作権契約法に関する項目である。従来、加盟国に委ねられてきたこの分野について、欧州レベルの立法が必要かどうか等を問うている。VIはエンフォースメントについてである。

VIIは単一欧州著作権である。先行研究によると、将来的に規則（regulation）によって欧州統一著作権法を制定し、国内法をそれに置き換えるという構想が、学界主導でなされ

ている⁴⁶。アンケートではそこまで詳しく事情説明されているわけではないが、EUが単一欧州著作権を導入すべきかどうか、イエス・ノーで問われている。その後、自由記述で意見が求められている（アンケート本文 36 頁）。

おわりに—まとめと日本法への示唆

2010 年 3 月、従来、市場統合のための法の調和の一環として進められていた著作権法の見直しに、異なる方向からの力が加わった。その力とは、「欧州 2020」、特にその中の「欧州デジタル・アジェンダ」(DAE)である。

「欧州 2020」は、決して市場万能の考えではないが、基本的には経済成長戦略である（上述 2-1）。DAE の 7 つの主要事業のうち、最も著作権に関係があるのは「(1)活力あるデジタル単一市場」である。その主要行動(Key Action)は、1) オンライン配信事業を国境を気にせず欧州規模でおこなえるようにすること、2) 欧州発のコンテンツをオンライン上にもっと送り出すことであった（同 2-2）。

2 つの主要行動はいずれも、対象期間中に一定の成果を見た（上述 3-2-1、3-2-3）。その背景にはまず、集中管理団体、視聴覚業界（映画とテレビ）、電気通信事業者など、利害関係者がいずれも欧州に基盤を置き、数も比較的絞り込まれていることがあると思われる。また、利害関係者の間に、少しずつ譲り合えば大きな市場ができ、ビジネスとしての展望が立つ、ひいては、文化的覇権を維持しつつ経済成長もできるという展望が、共有されていたからではないかと推測される。

一方で、私的複製（上述 3-2-2）とユーザー作成コンテンツ(UGC)（同 3-1 と 5）に関する動きは鈍い。これらはいずれも、ユーザーの零細な利用行為と著作権や隣接権との衝突の問題である。利害関係者の一方はユーザーであり、数は多いが 1 人 1 人の持つ利益は小さい。個別的に拡散された小さな利益は代表されづらく⁴⁷、権利者側の主張が通りそうなものであるが、いずれについても、ユーザーには強い味方がいる。それは、UGC については SNS などのプラットフォーム（米国発多国籍企業が多い）であり、私的複製については機器メーカー（米国やアジアに基盤を置く企業が多い）である。欧州の権利者とこのような企業との間に、譲り合って欧州のデジタル市場を振興しようという機運は生まれず、対立がいつまでも繰り返されているのではないかと推測される。そして、欧州委員会としては動きがとれなくなっている可能性がある。特に UGC は、2011 年の「知的財産の単一市場」文書の著作権項目(3)には挙がっているが（同 3-1）、対象期間中に欧州委員会の取り組みはなく、Licenses for Europe(LfE)の WG(2)もまとまらなかった（同 5）⁴⁸。この構図は、日本においてもあまり変わらないといえよう。私的複製と UGC については、日本は欧州に学ぶというよりは、欧州と共に苦しむ関係にあると思われる。

⁴⁶ 上野・前掲注 7) 39 頁以下、特に 42 頁。

⁴⁷ 田村善之「著作権法の政策形成と将来像」著作権研究 39 号(2012 年[2014 年刊行])118 頁以下。

⁴⁸ テキスト・データマイニングに関する LfE の WG(4)もまとまらなかったが、こちらは、問題自体がまだ新しいからではないかと推測される。

日本は、著作者人格権の保護や権利制限規定の個別性など、欧州（特に独仏）と法体系を共通にする。また、プラットフォームとコンテンツにおける米国（発の多国籍企業）の優位（ないし脅威）を感じざるを得ないところも共通している。

一方で、域内市場統合を含む欧州統合の理念（上述1）は、歴史的・地政学的条件を異にする日本にとってはそれほど関係がない。経済的にも、近隣の国と市場を統合して他の経済圏（特に米国）に対抗する状況にない。また、生活実感としても、多くの日本人は、バカンスごとに国境を超えて隣国にある別荘でテレビを見たりパソコンをしたりすることはない。もちろん、外国で享受されている便利なサービスが日本でも利用できるに越したことはないが、それでも、国境を超えるライセンスについての欧州の取り組み（同3-2-1）が喚起するのは、主として理論的関心ではないだろうか。

一方、本物の日本文化をデジタル世界に発信することは、文化多様性⁴⁹の保護のためにも、また、DAEで示されたような経済成長戦略のためにも、喫緊の課題となりうる。特に、文化と経済の関係についての長期的視点は、大いに学ぶべきところである（上述3-2-3-2）。以上より、この3年間の欧州の動きの中で、日本にとって当面最も参考になるのは、デジタルコンテンツ発信のための法整備（同3-2-3）ではないかと思われる。

⁴⁹ 文化多様性と著作権の関係について、長塚・前掲注16) 38頁以下。